

白浜町議会が核ゴミ拒否の条例を可決

これを先例としてどこでも、使用済燃料の中間貯蔵・敷地内貯蔵を拒否しよう

和歌山県白浜町議会は12月18日ついに、核ゴミの受け入れを拒否する条例を可決した。使用済燃料・中間貯蔵施設の設置は拒否された。さらに高レベル廃棄物や大飯1・2号炉等の廃炉に伴って排出される放射性廃棄物の受け入れも拒否されたことになる。

関電はこれまで、日置川河口付近の広い土地を買い占め、日常的にいろいろと住民のお世話を焼き、一昨年には立地部員2名を4名に増やすなどを画策してきた。そのような「努力」は今回の条例によって、水泡と帰すことがほぼ確実となった。

ブラックマネーによる関電への不信感が広がっている中ではなおさら、この条例は他の地域での先例となるであろう。昨年12月末に関電社長は、来年(2020年)中には必ず中間貯蔵施設の候補地を福井県外で確定すると、昨年の約束不履行を踏まえて改めて福井県知事に約束した。しかし、そのような見込みはほぼ確実に無くなったのではないだろうか。

可決された条例は、前文と第1条「目的」で、白浜町は紀伊山地や吉野熊野国立公園、日本三大古湯の白浜温泉等の観光資源に恵まれていることを強調し、「町民、観光旅行者等が安全に暮らし、又は滞在することができる社会を実現することを目的とする」とうたっている。そのための「環境の整備」として、第7条第1項で「町は、全ての町民、観光旅行者等が安心して、安全かつ快適に生活又は滞在することが出来る環境の整備に努め、安心・安全なまちづくりに影響を及ぼすと危惧される事項を認めないものとする」とした。その認めない事項として第2項第2号で放射性物質を次のように具体的に規定している。

「放射性物質（原子力発電所など原子力関連施設の核燃料並びにこれから生ずる使用済み核燃料及び放射性廃棄物をいう。）の町内への持ち込み、及びこれらを貯蔵又は処分する施設を町内に建設すること」。

この条例制定に至るまでには一定の経過があった。2017～2018年前半には、町長は議会答弁で中間貯蔵施設拒否の表明を拒み、関電から申入れがあれば話し合いに応ずるとの姿勢であった。それに対し、まずは昨年(2018年)2月23日に和歌山県の8団体が反対の申入れを行った。続いて避難計画を案ずる関西連絡会が全国の200団体の賛同を添えて4月16日に町長に申入れを行った。8月にはコープ自然派脱原発ネットワークの申入れもなされた。

昨年7月末には日置川地区で反対組織が立ち上がり、子どもや孫に核ゴミを残すことを明確に拒否する意思が表明され、続いて町内の他の2地区でも反対組織が結成された。これらの組織は町内の全戸に反対リーフレットを配布する活動などを行った。その結果同年9月議会の冒頭で町長は、関電から申入れがあっても応じないと、それまでの姿勢を転換した。人々の生活に根差した、子どもや孫の将来を心から案ずる多くの強い意思が集約され、真の力を生み出したのである。

今年9月議会で町長が条例制定に触れたのを踏まえて、「西牟婁地域・核施設受け入れ反対連絡協議会」(7団体)は、条例制定を求める要望書を町長に提出し、そのうちの「核のゴミはいらん日置川の会」は具体的な条例案を提起した。このような地元和歌山の多くの努力があり、関西・福井や全国のバックアップもあって、今回の条例制定に至ったものと評価できよう。

この成果の事実を広く知らせて行こう。関電社長の福井県知事への約束が再び来年末に反故になるのを確実にしよう。同時に、福井県内の敷地内貯蔵拒否の動きをバックアップしていこう。